

「北海道SDG s 推進人材バンク」の運用について

第1 趣旨

「北海道SDG s 推進人材バンク」（以下「人材バンク」という。）は、道内の多様な主体によるSDG sの推進を支援するため、SDG sに関する知見を有する人材（以下「SDG s 推進人材」という。）を登録し、多様な主体とSDG s 推進人材のマッチングを図ることを目的とします。

第2 人材バンク登録対象者

人材バンクの登録対象者は、第1の趣旨に賛同し、かつ、SDG s 推進に取り組む第三者に対する支援活動を行った実績を有する人材のうち、道内の各主体からの求めに応じ支援を行うことを希望する者とします。

第3 人材バンク登録者の活動

人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、道内の多様な主体からの活用申込に応じて、自らの知識や経験、技能などを活かした、助言、実務・実技などの指導及び資料作成等に係る支援活動を行います。

第4 人材バンクの登録手続き等

- 1 人材バンクへの登録を希望する者は、「北海道SDG s 推進人材バンク 登録申込書（別記様式1）」を北海道（以下「道」とする。）に提出してください。
- 2 道は、提出された登録申込書に記載された情報のうち連絡先以外の情報について、本人の了解を得た上で、「北海道SDG s 推進人材バンク 登録人材リスト（別記様式2）」を作成し、道ホームページでの公表または北海道SDG s 推進ネットワーク等を通じて支援対象者へ周知します。
- 3 登録者は、登録内容の変更または登録を辞退するときは、「北海道SDG s 推進人材バンク 登録変更・辞退届出書（別記様式3）」を道に提出してください。
- 4 登録の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了前までに辞退の届出がないときは、引き続き有効期間を1年間延長します。
- 5 道は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができます。
 - (1) 登録者から辞退の届出があったとき
 - (2) 登録者と一定期間連絡が取れないとき
 - (3) 道と登録者との間で登録を取り消すことに合意があったとき
 - (4) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

第5 支援対象者

本制度を活用できる者は、道内においてSDG sを推進する者またはSDG sに関心を有する者（個人、企業、団体、NPO、教育・研究機関、自治体等）とします。

第6 制度の活用に係る手続き等

- 1 支援対象者は、本制度の活用を希望するときは、「北海道SDGs推進人材バンク 活用申込書（別記様式4）」を道に提出してください。
- 2 道は、支援対象者から提出のあった申込内容を、活用希望のあった登録者に伝達した上で、当該登録者に対し、詳細情報を申込者に提供することの可否について、登録者本人に確認を行います。
- 3 道は、登録者が詳細情報の提供に同意したときは、申込者に登録者の登録申込書（別記様式1）を提供します。
- 4 支援対象者は、3で提供を受けた資料により、直接登録者に連絡し、具体の活動内容や活動条件、経費負担等について協議してください。
- 5 支援対象者は、登録者との協議等を行ったときは、「北海道SDGs推進人材バンク 協議結果等報告書（別記様式5）」により、速やかに道に報告してください。

第7 経費負担

- 1 支援対象者は、原則として、次の各号のいずれかの経費を負担する必要があります。
 - (1) 無償での活動の場合は、旅費・交通費（日当、宿泊料を含む。）その他活動に必要となる経費
 - (2) 有償での活動の場合は、上記（1）の経費に加え、第6の4に基づく登録者との協議で決定した謝金等
- 2 第7の1に関わらず、支援対象者は、登録者が経費の一部または全部を辞退した場合、その辞退した経費を負担する必要はありません。

第8 活用結果の報告

支援対象者は、制度の活用終了後、「北海道SDGs推進人材バンク 活用結果報告書（別記様式6）」により、速やかに道に報告してください。

第9 個人情報等の管理

- 1 道は、人材リストに登録された個人情報について、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）に基づき取り扱います。
- 2 支援対象者は、提供を受けた登録者の登録申込書（別記様式1）の内容について、登録者の了承を得ないで、本制度に係る活動の目的以外の使用や第三者への提供を行うことはできません。

第10 登録者との雇用契約

本制度では、雇用契約の締結を前提とした登録者の紹介は行いません。ただし、支援対象者が、本制度を通じ活用した登録者との間で、双方の合意に基づき、直接雇用契約を結ぶことは差し支えありません。

第11 事務局

- 1 人材バンクの事務局は、北海道総合政策部計画局計画推進課に置きます。
- 2 事務局は、人材バンクの運営に係る庶務及び調整を行います。

第12 その他

- 1 本制度による登録は、道による資格の付与を意味するものではありません。
- 2 本制度に係る活動において、登録者と支援対象者との間に生じた問題については、双方の責任において解決してください。
- 3 この運用について定めるもののほか、必要な事項については別に定めます。